


©熊本県観光連盟

## 募集総額15億円

募集総額の0.25％にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から寄付させていただきます。

**被災地の復旧・復興には、皆様のお力添えが必要です。皆様のあたたかなご支援をお待ちしております。**

| 「しょうわ熊本復興応援積金」商品概要 | | | |
|---|---|---|---|
| ご利用いただける方 | 個人・法人のお客さま | | |
| お取扱期間 | 令和8年11月2日（月）～令和9年3月31日（水） | | |
| 適用金利 | 年1.00％(税引後0.796％) | 掛込期間 | 3年 |
| 掛込金額 | 毎月30,000円以上100,000円以内（10,000円単位） | | |
| 中途解約時の取扱い | 満期日前の解約はできません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合には、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率によって利息相当額を計算し、この積金の掛金相当額とともに払戻しいたします。 | | |
| その他 | ◆ ご契約者さまには、寄附金のご負担はございません。<br>◆ 募集総額とは、当金庫が販売する定期積金の掛金総額（給付補填金は含みません。）の合計です。<br>◆ 満期日以後のお利息は解約日における普通預金利率により計算いたします。 | | |

●詳しくは窓口または渉外係におたずねください。　●店頭に商品概要説明書をご用意しております。

昭和信用金庫

令和8年11月2日現在

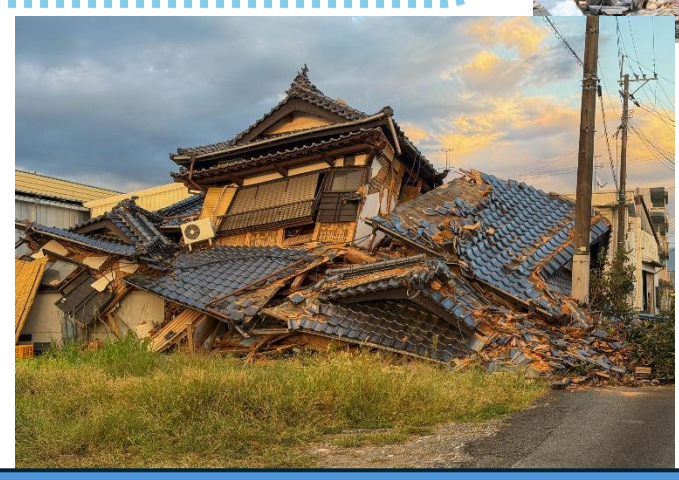
# 被災地の状況について

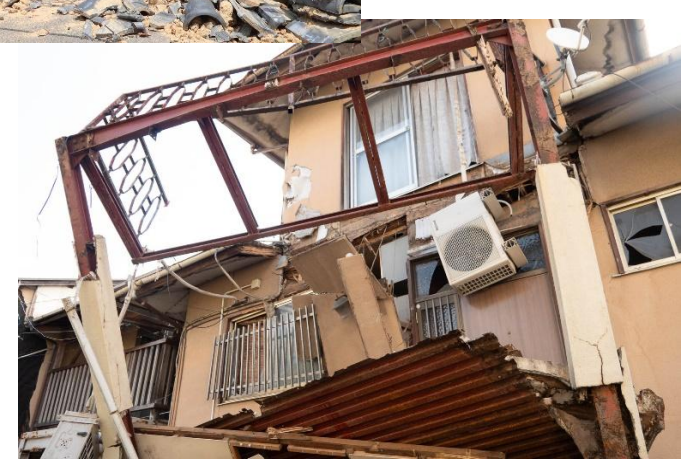
熊本県は、雄大な自然や郷土の味、豊かな歴史文化に恵まれた、自然・食・伝統が調和する魅力あふれる地域です。
しかし、2026年７月に発生した熊本地震により、各地で甚大な被害が発生しました。2016年に発生した熊本地震の復興途上にあった中で、再び大きな困難に直面することとなりました。
被災地では今も、日々の暮らしの再建に向けた支援が必要とされています。











## 復興支援のカタログギフト プレゼント

**昭和信用金庫ではご契約者さまみなさまに地元のギフト　復興支援のカタログギフト(2025年度)をプレゼントいたします。
被災地産業を応援するとともに、こちらのカタログギフト1冊につき、10円が寄付されます。**




画像はイメージです。

※商品お申込みはがきには有効期限がございます。
※お渡しまで最長3か月程度要しますので、あらかじめご了承ください。
※予告なく商品が変更となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
※プレゼントは期間中お一人様一点限りとさせていただきます。

令和8年11月2日現在

----------キリトリ✂----------

## カタログギフト申込書兼受領書

お名前

お電話番号

ご住所

令和　　年　　月　　日
復興支援のカタログギフト
受け取りました。　　㊞

この個人情報については、昭和信用金庫の事業および各種サービス提供・ご案内等の目的以外には利用いたしません。

# 「しょうわ熊本復興応援積金」商品概要書

令和8年11月2日現在

| | |
|---|---|
| １．商品名 | 熊本地震復興応援定期積金「しょうわ熊本復興応援積金」 |
| ２．対象者 | 営業地域内の個人ならびに法人のお客様 |
| ３．取扱期間 | 令和8年11月2日（月）～令和9年3月31日（水） |
| ４．預金種類 | 定期積金 |
| ５．預入期間 | 3年(36回) |
| ６．払込金額 | 30,000円以上100,000円以内（10,000円単位） |
| ７．募集総額 | 15億円<br>募集総額に達し次第、お取扱いを終了させていただきます。 |
| ８．払込方法 | 定期または数回にわたり掛金の払込みできます。<br>集金扱い、窓口扱い、普通預金等からの自動振替も可能です。 |
| ９．利息<br>給付補填金 | (1) 適用金利　1.0%の利率「年利回り」を満期日まで適用いたします。（固定金利）<br>(2) 支払方法　給付補填金は満期日以後に一括して支払います。<br>(3) 計算方法　付利単位を100円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じ計算いたします。 |
| １０．税金 | (1) 個人　源泉分離課税20％（国税15％、地方税5％）の税金がかかります。<br>(マル優はご利用いただけません。)<br>(2) 法人　総合課税　地方税(5%)は特別徴収いたしません。<br>※令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が徴収されます。 |
| １１．払戻方法 | 満期日以後に給付契約金を一括して払戻しいたします。 |
| １２．中途解約時のお取扱い | 満期日前の解約はできません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって利息相当額を計算し、この積金の掛金相当額とともに払戻しいたします。 |
| １３．寄付について | 募集総額の0.25%の金額を熊本地震の被災地方公共団体に対して信金中央金庫から寄付いたします。ご契約者さまに、寄付金のご負担はございません。 |
| １４．その他 | ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。<br>・本商品は、預金保険制度の対象であり、当金庫にお預入れの他の預金保険対象商品（決済用預金は除く）と合わせて、元本1,000万円までとそのお利息は保護されます。<br>・募集総額とは、当金庫が販売する定期積金の掛金総額（給付補填金は含みません。）の合計です。<br>・満期日以後のお利息（給付補填金）は解約日における普通預金利率により計算いたします。<br>・金融情勢の変化により、本商品の販売を中止させていただく場合もございます。 |
| １５．苦情処理措置紛争解決措置 | ・苦情処理措置<br>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業支援部　(9時～17時、電話0120－872－315）にお申出ください。<br>・紛争解決措置<br>東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業支援部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03－3517－5825）にお申出ください。またお客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。<br>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業支援部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。 |